

(別紙2ー50 まだい日本海西部・東シナ海系群 (ステップアップ管理対象資源))

第1 特定水産資源の名称

まだい日本海西部・東シナ海系群

第2 管理年度

1月1日から同年12月末日まで (ステップ1)

第3 資源管理の目標

- 1 目標管理基準値 39.3千トン (最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)
- 2 暫定目標管理基準値 13.1千トン (1歳から6歳魚の最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)
- 3 限界管理基準値 9.0千トン (最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量)
- 4 禁漁水準値 1.4千トン (最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量)

第4 漁獲シナリオ

- 1 暫定目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

令和6年度(2024年度)の資源評価(種苗放流を想定した場合。以下この別紙において同じ。)に基づき、

親魚量が令和17年度（2035年度）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の2の暫定目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

2 漁獲圧力

1の規定を踏まえたまがい日本海西部・東シナ海系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

- (1) 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、1歳から6歳魚の最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に1.0を乗じた値とする。
- (2) 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を(1)の規定に基づき算出した値に乘じた値とする。
- (3) (2)の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

3 漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

1 まだい日本海西部・東シナ海系群大中型まき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

日本海の海域のうち最大高潮時海岸線上兵庫鳥取両県界正北の線以西の水域、黄海、東シナ海及び南シナ海並びに太平洋の海域（日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海を除く。以下この別紙において同じ。）のうち宮崎県串間市都井岬灯台正南の線以西、北緯27度0分14秒の線以北の水域（外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあっては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

2 まだい日本海西部・東シナ海系群沖合底びき網漁業及び以西底びき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

②に掲げる漁業の許可に係る操業区域のうち、最大高潮時海岸線上京都府兵庫県両府県境界正北の線以西の水域（太平洋の海域並びに外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあっては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

沖合底びき網漁業及び以西底びき網漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁業及び同条第2号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）のうち、鳥取県、島根県、山口県及び長崎県に漁業根拠地を有するもの。

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

3 まだい日本海西部・東シナ海系群その他大臣許可漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

日本海の海域のうち最大高潮時海岸線上兵庫鳥取両県界正北の線以西の水域、黄海、東シナ海及び南シナ海並びに太平洋の海域（日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海を除く。）のうち宮崎県串間市

都井岬灯台正南の線以西の水域（外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあっては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、大中型まき網漁業、沖合底びき網漁業及び以西底びき網漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

本則第1の2(5)②のステップ2の取組を開始する際に定める。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

都道府県知事は、法第30条第2項の規定に基づき、規則第19条第3項において準用する規則第16条第3項に定める方法により、知事管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。なお、対象となる都道府県は、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県及び鹿児島県のうち、過去に第5の3(1)①の水域において漁獲実績を有する又は今後漁獲が見込まれる都道府県とする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

- (2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から5日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる定期的な当該協定の取組の効果の検証、当該検証結果を踏まえた取組内容の改良及び資源管理の目標の変更並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

加えて、検証の客観性を確保する観点から、外部有識者（漁業や資源管理について専門的知識を有する研究者等）の参加する国又は都道府県に設置された資源管理協議会等においても、検証を行うものとする。

第9 その他資源管理に関する重要事項

本則第1の2(5)①のステップ1を令和7管理年度から開始する。同(5)②のステップ2は、令和8管理年度から開始することを想定し、令和9管理年度中にステップ1及びステップ2の取組内容について十分な進展があった場合に、令和10管理年度から同(5)④のステップ3を開始することを目指す。